＜学生便覧より抜粋＞

学　　則

第５章　卒　業　等

（卒業の認定）

第 26 条　学校長は、所定の科目の単位認定を受けた者については、運営会議の議を経て卒業を認定する。

（卒業証書）

第 27 条　学校長は、卒業を認定した者に対し本校所定の卒業証書を授与する。

（専門士称号の付与）

第 28 条　卒業の認定を受けた者には、文部科学大臣による告示により専門士(医療専門課程)の称号を付与する。

（資格の取得）

第 29 条　本校を卒業した者には看護師国家試験の受験資格が与えられる。

細　則

（卒業）

第 14 条　所定の授業科目・臨地実習について単位の認定をうけた者については、運営会議の議を経て卒業させる。

基礎分野	9 単位
専門基礎分野	16 単位
専門分野	51 単位
合　計	76 単位

※　単位の計算方法（学則第 4 章 24 条より）

・1 単位 15～30 時間と換算する(講義・演習)

・1 単位 30～45 時間と換算する(臨地実習)